

大連展示商談会（大連日本商品展覧会）参加規程（宮城県企業用）

- 1 出展者の資格
宮城県内に事業所を有する企業及びそれを取りまとめる団体。
- 2 商談会への出展
会場内に「宮城県ブース」として4小間（1小間当たり約9㎡）を確保し、出展者による商品展示、商談等を行うほか、大連展示商談会主催者（以下「主催者」。）による観光、物産、震災復興等のPRを行います。
なお、申込者多数の場合は、1ブースを2社で共有する場合があります。
- 3 費用負担
《主催者が負担する経費》
 - (1) 商談会出展料
 - (2) 標準設備レンタル料（電源、長机、イス、社名表示等）《出展者が負担する経費》
上記（1）（2）以外の経費は出展者負担となります。例示すると次のとおりですが、これに限定されません。
 - (1) 出展者の渡航費及び宿泊費
 - (2) 通訳雇用経費（1ブースで1名程度配置の予定）
 - (3) サンプルに係る通関及び搬送に要する諸経費
 - (4) サンプル等の調達、各種許認可等取得経費
 - (5) サンプル等の廃棄処分に要する諸経費
 - (6) 出展者が自己手配した器具・アシスタント経費等
 - (7) 現地市場調査等に係る交通費
- 4 参加の申込
所定の様式「参加申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、社印・代表者印を押印し期日までに担当窓口へ提出してください。なお、申込者多数の場合は、主催者で先着順又は調整の上、出展者を決定します。
- 5 参加申込後のキャンセル
参加申込後のキャンセルは原則としてお受けできません。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって主催者の承諾を得て所定の手続きを行ってください。
なお、この場合、出展者に生ずる損害について、主催者は一切責任を負いません（例：渡航・滞在費に係るキャンセル料等）。
- 6 ブース位置の決定
ブースの位置は、参加者決定後、参加内容、会場の構成などを考慮して主催者が決定しますので、あらかじめご了承ください。
また、出展者は主催者の承諾なしに、ブースの全部又は一部を転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- 7 出展者の責務
 - (1) 出展者は、現地連絡先等、主催者の定める事項について、所定の期日までに主催者に提出してください。
 - (2) 出展者は、博覧会開始時刻前に、サンプルやパンフレットの配置、ポスター貼付等のブース準備を終えてください。
 - (3) 出展者は、商談会開催時間中、主催者の了解を得ている場合を除き、自社ブースに常駐ください。
 - (4) 商談会終了後、サンプル等の処理は各自で行ってください。
 - (5) 出展品及び貴重品の管理は出展者の責任で行ってください。
- 8 会場内の行為の制限
 - (1) 出展者は、会場に適用される防火及び安全にかかわるすべての規則を遵守しなければなりません。
 - (2) 出展者は、進路や会場外など自社ブース以外での展示はできません。
- 9 商談会の開催不可能及び中止
主催者の責に帰すことのできない事由によって、商談会の開催が全部または一部中止・中断された場合は、これによって出展者に生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。
- 10 違反による契約解除
主催者は、出展者が本規程に違反した場合には、当該出展者の出展を取り止めることができるものとします。この場合、生ずる損害について、主催者は一切責任を負いません。
- 11 個人情報保護
主催者に提出いただいた出展者の情報は適切に管理し、本事業のために利用します。
なお、出展者名及び出展品目を、県議会や報道機関等に公表いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 12 知的財産権保護
主催者は、出展品等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。出展者は必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- 13 商談トラブル
主催者の責に帰すことのできない事由による商談会会期中及び終了後の出展者と商談者等とのトラブルについては、主催者は一切責任を負いません。
- 14 アンケート等
主催者が成果把握等のために実施するアンケートにご回答いただきます。また、商談会終了後、定期的に、継続商談の状況についてアンケートや電話等により聞き取りする際に、ご協力いただきます。
- 15 規格外事項
本規程に定めのない事項が発生した場合、主催者と出展者が協議の上、その対策を決定するものとします。